

富士市指定難病患者、特定疾患患者、先天性血液凝固因子障害等患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給申請書（一律支給分）の申請について

静岡県から発行される特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証について、**富士市では、有効期間内に1回に限り療養扶助費（一律支給分）として1万円を支給します。**

下記のとおり申請手続きをされますようお願いします。

記

- 提出書類
 - ①富士市指定難病患者、特定疾患患者、先天性血液凝固因子障害等患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給申請書（一律支給分）
 - ②特定医療費（指定難病）受給者証のコピー
又は特定疾患医療受給者証のコピー
又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証のコピー
又は小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー
- 申請方法 富士市役所保健医療課（8階北側）での申請又は郵送での申請
- 申請期限 受給者証の有効期限満了日まで

申請書の記入に当たっての注意事項

- ・年月日・申請者・患者等欄（太枠内）・振込先金融機関のご記入をお願いします。
- ・保護者氏名・保護者住所は患者が18歳未満の場合にご記入ください。

振込日

- ・締め切り月の翌月末日（平日）に指定された金融機関へ振り込みをします。

※申請は受給者証の有効期間内に1回に限ります。

1月1日から	3月31日までの申請書提出分	→	4月末日	振込
4月1日から	6月30日までの申請書提出分	→	7月末日	振込
7月1日から	9月30日までの申請書提出分	→	10月末日	振込
10月1日から	12月31日までの申請書提出分	→	1月末日	振込

その他

- ・受給者証が複数枚交付されている方は、それぞれが支給対象となります。受給者証1枚につき、申請書1枚が必要です。
- ・特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている方で、1枚の受給者証に複数の疾患が認定されている場合は、それぞれの疾患について申請できます。

【申請・問い合わせ先】〒417-8601 富士市永田町1-100

富士市役所 保健医療課（8階北側） 電話 55-2739